

草津栗東行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり決定し、公表する。

令和6年1月26日

草津栗東行政事務組合監査委員 井之口 秀行

草津栗東行政事務組合監査委員 井上 薫

定期監査結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項および第4項）
2. 監査の根拠 草津栗東行政事務組合監査委員監査基準に準拠し実施した。
3. 監査期日 令和6年1月10日

4. 監査の着眼点と実施内容

事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係資料および財務事務の執行を調査するとともに、関係職員から業務の執行状況について聴取した。

5. 監査の結果

事務処理状況等は概ね適正に執行されていると認められた。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

6. 指摘事項

なし

7. 所見事項

○令和10年3月の火葬場供用開始に向けた事業推進を行うにあたり、業務が特定の職員に偏らないよう、組織内で十分に情報共有を図り、組織一体となった事務事業の進捗に努められたい。

また、業務において想定されるリスクについて、未然に防ぐための行動や手順などを組織内で共有するなど、リスクマネジメントに努められたい。

○労働基準法において時間外労働の上限となる月45時間以上の時間外勤務を超えている職員がいることから、職員の健康保持に十分配慮し、業務内容の精査および平準化を図り、時間外勤務の縮減が図られるよう努められたい。

また、現体制での業務遂行が適切であるか検討し、必要に応じて構成市に対し人員配置の具申を行うこと。